

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によつて、届出があつた。

平成二十七年三月十九日

広島県西部農林水産事務所長 川 村 晃

江田島市	事業主体
深江	地区名
農用地造成事業	事業名
平成二十七年三月六日	換地処分年月日